

令和3年度予算編成への要望書



公明党福岡市議団

令和 2 年 12 月 8 日

福岡市長

高島宗一郎様

教育長

星子明夫様

令和 3 年度予算編成への要望書

公明党福岡市議団は、福岡市の令和 3 年度予算編成にあたり、以下の通り要望いたします。

公明党福岡市議団	団長	黒子秀勇樹
	副団長	大石修二
	幹事長	山口剛司
		楠正信
		松野 隆
		尾花 康広
		篠原 達也
		高木 勝利
		古川 清文
		大坪真由美
		川上 多恵
		勝山 信吾

はじめに

SDGsの「誰一人取り残さない」のターゲット年である2030年までの「行動の10年」の2年目の年をコロナ禍で迎えます。

公明党が果敢に進めた「全世代型社会保障」、特に、①幼児教育・保育、②私立高校授業料、③大学などの高等教育、これらの教育負担の軽減のための“3つの無償化”が令和2年度から実現できていたことは、新型コロナウイルスの影響で家計が急変する中、多くの国民の方々から喜びの声をいただきました。政策は“先手必勝”であります。時代を見据え、できないことをあれこれ悩むのではなく、できることを見つけていく積極的な施策の展開が今ほど求められている時はありません。

コロナ禍の影響により生活や事業継続が困窮した個人・事業者への継続的な支援は最重要課題です。“相談支援体制の充実強化”を喫緊に図り、住居確保給付金や緊急小口資金、総合支援資金の特例貸し付けなど、各種支援策については延長・拡充してセーフティーネット（安全網）に万全を期すことが強く求められています。

また、コロナ禍の影響による雇用失業情勢の悪化を踏まえ、あらゆる施策を講じる中で“雇用の創出”を図ることが大切です。

今後の経済対策としては、国においては、社会の脱炭素化と経済成長を両立する「グリーン社会」の実現に向けての目標が鮮明に打ち出され、本市としては、2040年までの温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指し、チャレンジしているところであります。

その中で、地球温暖化による気候変動が要因で激甚化する自然災害への有効な手立てとして、生命を守る「防災・減災・縮災」に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本年5月、世界保健機関（WHO）は、3密を避けるソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を、フィジカル・ディスタンス（物理的距離）と言い換えました。これは体の距離は離れていても、心はつながっていこうとの意味から変更がなされたものです。

コロナ禍で外出もままならず、社会的つながりを維持するのは難しく、コロナうつ、コロナ離婚、コロナDV、自殺など、心の不安に起因した問題が全世代にわたって増えています。社会から分断され、孤立する方を一人も出さないとの思いで、感染対策には十分注意しながら、着実に人との触れ合いは増やしていく施策が求められています。

一方で、世界に目を転じると各地で新型コロナウイルスのパンデミックが猛威を奮い、決して油断を許さない状況と言えます。感染拡大への備え、エビデンスに基づいた感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の充実強化を図る必要があります。

また、コロナ禍は、私たちにニューノーマル（新たな日常）を求め、様々な社会変革・行動変容を促しています。デジタル化などの行政改革の推進、契約の分離分割発注、子育て支援の拡充、児童虐待の防止、学びの保障、産業構造の転換による経済振興、農福連携、ワークシェアリング、地域分散型社会の構築、医療・福祉サービスの安定的な提供、道路・上下水道・公共交通など着実な生活インフラの維

持・整備など、列挙すれば切りがありませんが、施策の実施にあたっては「縦割り行政」をなくすことを徹底し、「市民が抱く不安を一つ一つしっかり受け止め、解消に向け総力を尽くす」 そうした施策の実施とそのための体制づくりを強く望んでおります。

「ポストコロナ」の時代、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と地域経済の回復の両立を図るという難しい舵取りを、「市民の生活と暮らしを守る」ことを第一義として、私たちは英知を結集して勇猛果敢に施策を実施していくかなければなりません。

公明党福岡市議団が生活現場に入り、そこで寄せられた市民の声が「令和3年度予算編成への要望書」に凝縮されております。

「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指す福岡市が、その実現のため、今後とも公明党福岡市議団の要望に、真摯にお応えいただくことを切にお願い申し上げます。

～ 目 次 ～

■ 要望項目

① 行財政改革を推進し市民のための財源確保を目指して	1
② 一人ひとりが元気に輝くまちを目指して	2
③ 子どもや若者たちが未来を語れるまちを目指して	7
④ 支え合う地域の絆の構築へ向けて	10
⑤ 安全・安心で良好な生活環境の充実を目指して	12
⑥ 人と地球にやさしい持続可能な都市の構築に向けて	16
⑦ 誰もが魅力を感じる観光・MICE都市福岡へ	19
⑧ コロナ禍に負けない福岡経済を目指して	21
⑨ 魅力あふれる農林漁業の振興と発展に向けて	22
⑩ 人流・物流ともにアジアの拠点となる博多港と空港へ	23

■ 各区の要望項目

東 区	24
博多区	25
中央区	25
南 区	26
城南区	26
早良区	27
西 区	27

令和3年度予算要望項目

〈要望項目〉

① 行財政改革を推進し市民のための財源確保を目指して

1. S D G s の推進体制の構築

国連で採択された「誰ひとり残さない」という S D G s の理念を共有するため市の推進体制を構築し市政に反映させる。また、民間にも更なる啓発を図る。

2. D X 社会に向けた行政運営の推進

I o T ・人工知能（A I）・ロボット、ビッグデーター等を活用したこれまでの実証実験等から得られた知見等の活用や、D X 社会の実現へ向けた取り組みを推進する。

3. 最適な電子自治体の構築と効率的なデジタルワークスタイルの実現

クラウドサービスを活用して情報システムの刷新を図るとともに、行政内部の業務をデジタルに対応したものに変革し、自席や職場外でも仕事ができる働き方改革を進め、効率的なデジタルワークスタイルの実現を図る。

4. 公文書のデータ化と府内資料のペーパレス化推進

公文書のデータ化を行い保存することにより、書類の改ざんを防ぐとともに、目標年度を明確にした府内のペーパレス化を強力に推進し、環境社会に貢献する。

5. 公共施設マネジメントの適正化推進

公共施設のマネジメントの中の「築 70 年の長寿命化方針」は、時として財政負担の増大を招きかねず、先々の人口減少社会を見据えた機能集約型の市有施設の再編を進める。

6. ふくおか応援寄付を活かした財源確保を推進

企業版ふるさと納税も含め、ふくおか応援寄付事業を更に推進する。特に、ふるさと納税返礼品は地場事業者から公募するなど、制度の魅力と福岡の魅力を高め、より多くの寄付財源を確保し各種政策の実現を図る。

7. 地方公会計の見える化による情報発信

固定資産台帳の整備や複式簿記の導入等により見える化された情報を、他の都市比較や市民一人当たりに換算するなど、市民にとってわかりやすい情報の提供や発信を行う。

8. 入札制度の改革と時代に沿った総合評価方式の検証

働き方改革など建設業等を取り巻く環境の変化にともない、総合評価方式における入札制度のあり方は、透明性を図りつつ時代に沿った改善を行い、企業が入札参加しやすい環境を整える。

9. 障がい者優先調達法への適切な対応

調達に係る意義や基本的な考え方を盛り込み調達方針を充実させるとともに、他都市と比較して低くなっている調達目標額を高めることや物品・役務内容の拡大を全庁的に図る。

10. 県費補助の格差是正

こども医療費助成制度の県費補助対象の拡大や適正化、重度・知的障がい者の医療費助成制度の県費補助対象の拡大を図る。また、文化財保護事業などにおける県補助金を一般市町村と同等の補助率に高める。

11. 区役所窓口のスピード化・ワンストップ化の推進

死亡など区役所の手続きは、多くの届け出をしなければならないため、ＩＣＴの活用によるスピード化や、一つの窓口で完了するワンストップ化のシステムを早急に構築する。

② 一人ひとりが元気に輝くまちを目指して

1. 検査・医療提供体制の充実・強化

P C R 検査や抗原検査など検体採取体制と検体検査体制の広域連携を図るとともに、感染拡大時に安定した医療を提供するため、十分な病床の確保などについて、県や医療機関と継続的な協力体制の構築を着実に進める。

2. 生活支援対策の強化

緊急小口資金等の特例貸付の拡充と、生活困窮者の自立支援の強化や住まい対策の拡充、児童虐待・ＤＶ防止対策の推進、外国人労働者の相談支援体制の強化、給付金等の詐欺被害を防ぐため消費生活相談体制の強化を行う。

3. がん検診受診率の向上と保健事業の適正な推進

がんと生活習慣病の合併症を含む重症化予防の推進に取り組み、早期発見・早期治療につながる、がん検診受診率の向上を図る。また、妊婦歯科健診等の受診機関の拡大や市民の健康づくりの保健指導を拡充する。

4. 難病患者への福祉支援策の拡充

病状が不安定という難病の特徴ゆえに、「重度・中度区分」の判定が難しく障がい者手帳が取得できずにいる難病患者に対し、医療費助成制度の適用を拡大し、自己負担相当額の助成を行う。

5. ハンセン病元患者家族に対する支援体制の強化

ハンセン病元患者に対する補償金等の法整備の完了にともない、これまで間違った認識や偏見・誤解に苦しんできた元患者やご家族の人権を守るために寄り添える体制を府内関係機関で整える。

6. 自殺予防、うつ病対策の強化

児童生徒への予防教育など重点対策の進行管理と自殺対策推進センターの体制を強化し、ゲートキーパーの養成、自死遺族・自殺未遂者支援により実効性を確保する。また、アウトリーチや認知行動療法を拡充する。

7. 生活保護、生活困窮者等の自立支援強化

生活保護受給者の実態を把握し自立の意欲を高めるため、ケースワーカーの専門性を高め、生活自立支援センターの体制を強化し相談から自立に至るまでの寄り添い型支援などの充実を図る。

8. 地域包括ケア実施に向けた体制強化

地域ケア会議を充実させ、保健・福祉・医療の情報プラットホームに寄せられた地域の意見要望を実効性あるものとする。また、在宅での医療と介護の連携を強化する。

9. 多子世帯支援策の拡充

「少子化対策大綱」に基づき保育所利用、住宅購入・家賃補助など、子育て・保育・住居・教育費の負担軽減など、国の補助や子ども未来基金を活用した優遇措置を拡充する。

10. 幸齢社会の実現

人生100年時代を見据え、意欲や能力に応じた就労環境を整備し、「地域の担い手」のみならず「支え手」として活躍できるよう有償ボランティアなど高齢者のさらなる活躍の機会の確保を図る。

11. 高齢者や買い物弱者への支援強化

社会福祉協議会や民間企業、NPOなどのネットワークを通じた買い物弱者支援や見守り、医療機関への送迎など、高齢者のニーズに添ったきめ細かなサービス提供の持続可能な仕組みづくりを構築する。

12. 悪質商法等の根絶と被害防止策の強化

複雑多様化する高齢者等を狙った悪質な商法を根絶するため、消費者犯罪に特化した相談員の地域への配置や、消費生活センターの相談体制を充実する。また、県と連動したPR活動等を推進し、被害防止策の強化を図る。

13. 認知症の人と家族を支える支援の充実

認知症カフェの設置推進や、認知症サポーターによる訪問・見守りなどの活動の仕組みを構築し、ユマニチュード技法の習得機会の拡充などを図る。また、認知症の早期発見を推進するための認知症診断費用の助成を行う。

14. 終活支援の充実

超高齢社会の進展や単身高齢者の一層の増加を踏まえ、リビングウィル(生前の意思)や遺言作成の支援、成年後見等の死後事務支援などを行い、法律的な相談など総合的な相談体制の強化を図る。

15. 民生委員・児童委員の研修体制の維持

民生・児童委員の研修体制に係る各区の予算を充分に確保するとともに、スキルアップや地域課題の共有化を図り、委員の空白区解消に取り組む。また、各区内における意識の平準化へのバックアップを行う。

16. 特別養護老人ホームの整備促進

プライバシーや個人の尊厳を尊重する生活環境を実現し、きめ細かな個別対応ケアを行い、必要な方が早い段階で入所できるよう整備を進める。

17. 高齢者、障がい者の居住支援の推進

サービス付き高齢者向け住宅や、セーフティーネット住宅のあつ旋など、高齢者や障がい者の居住を安定確保するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを促進する。

18. 地域共生社会の推進における空き家の福祉的利活用促進

地域による支え合い支援のため、空き家の福祉的利活用促進に向け、家主への固定資産税の減免及び住宅改修補助制度を早期に創設するとともに、空き家の掘り起こしから多様な利活用まで新たな拠点づくりを目指す。

19. 障がい者基幹相談支援センターの体制強化

近年、急増する複合的な相談や制度の複雑化による、障がい者基幹相談支援センターの人材の育成・確保、専門性の向上、処遇改善に取り組み、支援者を孤立させない体制の強化を図る。

20. 発達障がい児・者への一貫した支援策の推進

現在検討されている発達障がい児・者支援拠点施設について、専門家と民間団体、保護者など幅広いネットワークの共有化による療育と就労の実績向上を目指し、本市における新たな発達障がい児・者支援スキームを確立する。

21. 強度行動障がい支援事業の拡充

強度行動障がい者支援の受入人数を拡大し、その後の地域移行への確立を進めるとともに、重度心身障がい者の療養環境を整備し、当事者と家族の潜在化を防ぎ、グループホームの整備促進をはじめ生活支援の拡充を図る。

22. 南部療育センターの早期整備推進

南部地域の療育センターの早期開設と、医療型児童発達支援センター機能に発達障がい児の通所支援事業を加え、並行通園や一時預かりなど不足する療育環境のため機能強化を図る。

23. 障がい児・者の日常生活用具の拡充

障がい児・者の日常生活を送る上で欠くことのできない日常生活用具について、その実態を踏まえ、「緊急地震速報が受信できるテレビが聞けるラジオ」など、そのニーズを的確に把握し、日常生活用具の見直しと拡充を図る。

24. 暗所視支援眼鏡の生活用具認定

網膜色素変性症の患者をはじめ、視覚障がい者にとって生活の質の向上、自立支援につながる暗所視支援眼鏡を日常生活用具に認定するよう早急に取り組む。

25. 障がい者が安心して社会参加できるまちづくりを推進

外出中に身に付けるヘルプカードの普及啓発や改善を図るとともに、障がい者手帳のカード化や鉄道における障がい者用の券売機の設置、視覚障がい者の改札利用の利便性の向上とともに、「耳マーク」の設置を促進する。

26. 障がい者等の就労支援の強化

コロナ禍で解雇・雇止めを受け、再就職を希望する障がい者等に対して、個別支援のほか、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等へのリモート支援など、今まで以上に障がい者への就労支援を推し進める。

27. 視覚障がい者等のための情報提供支援の拡充

視覚や識字にハンディのある方や外国人などに対し、携帯・スマートフォンのカメラ機能で、音声データを記録したバーコードを読み込み、必要な情報が得られる音声コード・ユニボイスの活用の全市展開を図る。

28. 作業所の工賃アップ支援の取り組み強化

障がいのある人も社会生活が楽しく送れるようにするために、まずは最低賃金の支給を目指し、受注・発注コーディネート事業や工賃向上のための事業所への個別支援策を強化する。

29. 法定雇用率の達成及び拡充

法定雇用率の引き上げに伴い本市及び教育委員会、並びに本市関連法人の障がい者の雇用状況を常に把握するとともに、精神障がい者も含めた障がい者の新たな雇用の場の創出を目指す。

30. バリアフリーのまちづくりの推進

福祉的観点からバス停周辺などの上屋やベンチの設置を促進する。また、一日の乗降客3,000名未満の鉄道駅のバリアフリー化などを着実に進め、公共交通利用者の利便性の向上と安全対策を強化する。

31. ノンステップバス及びUDタクシーの普及促進

高齢者や身体障がい者などの乗客の利便性向上を目指し、ノンステップバスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの車両導入の補助金制度を継続延長し更なる普及促進を図る。

32. 地域との協働による移動支援で生活交通の確保

高齢運転者の交通事故の多発などを踏まえ、生活交通の確保が困難な地域においては、行政が主体的に地域との協働による移動支援を行い、コミュニティバス等の導入など生活交通の確保を着実に図る。

33. 市営住宅のユニバーサルデザイン化の促進

高齢者・障がい者などの居住環境改善のため、バリアフリー仕様の住戸改善、エレベーターの設置、共用部から駐車場への段差の解消、緊急通報システムの設置等のユニバーサルデザイン化を促進する。

34. スポーツ・レクリエーション活動の環境づくりの推進

地域におけるスポーツ施設の充実・老朽化対策を進める。また、各種スポーツ・レクリエーション大会の開催支援を強化するとともに、スポーツ指導者および新たな担い手の育成を図る。

35. 成年後見制度の利用促進

成年後見センターの専門的知見に基づく中核機関の早期設置とともに、利用支援制度は、低所得の高齢者や障がい者など、本人申し立て・親族申し立てを含めた利用対象を拡大し報酬を伴う相談支援体制を構築する。

36. 防災訓練や災害時の障がい者への情報提供の充実

災害時に障がいのある方が適切な避難行動がとれるように防災訓練への参加を勧奨する。その際、視覚に障がいのある方へは音声情報の提供、聴覚に障がいのある方へは文字情報の提供など、合理的な配慮を徹底する。

37. 災害時の在宅人工呼吸器使用者への支援

病院や訪問看護ステーションと連携して、在宅人工呼吸器使用者の徹底した把握と非常用電源設備の購入助成、災害時においては「個別の支援計画」につながる支援体制の構築を着実に進める。

③ 子どもや若者たちが未来を語れるまちを目指して

1. コロナから子どもの心を守る体制の強化

不安や悩みを抱える児童生徒に寄り添う面談の為の時間や場所を確保し、現場教員からの声を十分に聞き取り、面談後の対応策も含めた支援体制を早急に構築する。

2. 学校給食費の無償化を推進

教育活動の一環である学校給食については、保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の充実を目的に、すべての児童・生徒が安心して食べられるよう完全無償化を推進する。

3. 子どもの貧困をなくすための支援拡充

スクールソーシャルワーカーの全小学校への配置や、専門的な育成、支援の必要な貧困世帯の子どもへ確実に届く食と居場所づくりの推進、関係各局の調整会議の充実を図り地域全体で子どもを見守る体制を構築する。

4. 少人数教育の充実

本来の目的である、子どもの多様性に応じたきめ細やかな教育を実現するため、担任とともに専科教員の加配などを、従来どおり適正に配置できるよう予算措置し、教職員定数改善を国に訴える。

5. 不登校児童生徒への支援強化

Q-U アンケートの複数回実施をすすめながら、不登校の原因となるいじめや虐待等の発見や早期対応の体制作りを構築する。支援を必要としている児童生徒のための施設を充実し学力保障を図る。

6. いじめのない学習方法の推進

新学習指導要領に沿った生徒同士が教え合う共同学習「スマールティーチャー（S T）学習」を推進し、成功体験を実感しながら生徒同士がお互いを支え合う教育で、いじめのない学校を目指す。

7. 体験学習のさらなる推進

新しい学習指導要領を踏まえ、子どもたちの豊かな体験学習推進事業としての「自然教室」の継続を図るとともに、文化芸術、スポーツ分野にも体験学習を拡大する。

8. 特別支援教育の拡充

自閉症・情緒障がい特別支援学級、LD・ADHD等通級指導教室の整備を拡充し、高等部生徒への就労支援における関係局との連携、希望に合った進路指導など特別支援教育のニーズに的確に対処する。

9. 教員の働き方改革を推進

勤務時間データを集計、評価し「学校における働き方改革」として、業務の軽減や管理職の意識改善を図る。また、部活動指導員など学校運営に必要な専門スタッフの配置を進め「チームとしての学校」運営を促進する。

10. 新たな教育資機材導入の予算の確保

教育現場や児童生徒の様々な課題解消に向けて必要不可欠な教員の負担軽減を図るため、校内行事に要するテント張り、運営に必要な機材の簡易化およびマンパワーの外部委託などに使える新たな校内予算を十分に確保する。

11. 遠距離通学費等助成制度の拡充

保護者の経済的負担を軽減するため就学援助制度の対象になる児童生徒から全児童生徒へ、その対象を拡大する遠距離通学費等助成制度の拡充を行う。

12. 小中学校における防災対策の推進

東日本大震災・熊本地震の教訓を生かし避難訓練を毎年実施とともに、子どもを守る校内備蓄の整備を進め、防災管理マニュアルを全教職員で確認し、専門家の助言や第三者の評価を得る。

13. 障がい児とその家族のためのこども福祉避難所を確保

慣れ親しんだ支援学校へ避難することで、災害時でも日常生活を取り戻しやすい障がい児の観点から、災害時には特別支援学校内にこども福祉避難所を設置できる体制を整える。

14. 子どもの登下校時等の安全対策強化

通学路の危険箇所点検からの結果に基づき、交通事故、犯罪発生などの情報を共有し、歩行者防護柵、防犯カメラの設置などを進め、地域と連携した見守り巡回を強化する。

15. ネット・メディア依存対策の強化推進

乳幼児から青少年、保護者、教育・医療関係者などを対象にリテラシー教育を含めネット・メディア依存の予防啓発、早期発見・治療に至るドクターや専門家による実効的なネット・メディア依存対策の早期確立を図る。

16. 学校規模適正化事業の推進

学校規模適正化について人口増減や住宅需要予測の専門的な検討から検討し適切な教育環境の確保に向け事業を最大に加速する。校舎等改築工事中に受ける児童生徒の身体・心身の影響に配慮した教育カリキュラムを策定する。

17. 学校施設の改善促進

整備率が上がっていない校舎及び体育館トイレの洋式化や床面の乾式化を早期整備する。また、特別教室、体育館への空調設置を含めた教育環境整備プランを作成し、工法や着工に向けての具体案を策定する。

18. 公立夜間中学校の設置推進

さまざまな事情により中学校で勉強できなかった人や、卒業はしていても十分に通うことができなかった人たちへの「学び直しの場」である夜間中学校の設置に向けて、県との役割分担に関する協議会を立ち上げる。

19. 図書館機能の整備拡充

新規図書の入れ替えや電子図書購入などの財源を確保するとともに、子どもの読書活動推進については、子どもたちへの情報提供や指導助言など図書館機能の向上を図る学校図書館支援センターの事業充実を図る。

④ 支え合う地域の絆の構築へ向けて

1. 地域コミュニティでの支え合い・助け合いの充実

自治会活動に係る市民啓発とコミュニティの魅力向上への支援強化、地域の居場所として空き家などの資源を活用する。また、N P O 等の組織育成・ネットワーク化を進め、協働による地域共生社会を推進する。

2. あらゆる人権問題への取り組みの推進

全ての人権問題について教育・啓発の充実に取り組むとともに、パートナーシップ条例制定などによるL G B T Q ・性的マイノリティへの具体的な支援を実施する。

3. 児童虐待の防止・予防対策の強化

子育ての不安や孤立を防止するため児童相談所の相談体制と機能性の向上を図る。各区の要保護児童支援地域協議会の実効性を高め、職員等の研修を充実させ、子どもを守る地域ネットワークの連携強化を図る。

4. 児童相談所と警察との連携強化

市民が交番等に子どもの虐待に関して通報をされることを踏まえ、児相案件の全件共有を警察と連携して行い、的確に対処して子どもの安全を図る。

5. 子育て世代包括支援センターの充実

妊娠期から就学までの切れ目のない子育て支援の充実を図り、設置されたセンターの愛称も考え、オンラインでの保健指導等相談体制の充実、産後ケア事業などの制度を産科医療機関や専門職員等と連携を強化し周知を図る。

6. 妊産婦への支援拡充

母子健康手帳のアプリを導入し、妊婦健診・乳幼児健診の管理、予防接種のスケジューリング機能を活用して妊産婦への支援拡充を図る。また、そのための財源を確保し、導入実現に向けての取組みを強化する。

7. 産後ケアや産後ヘルパー派遣事業の充実

出産後に誰でも相談しやすくなるようにするために、医師会等と連携し、各区1カ所以上の医療機関と事業所の受け入れ体制を整備する。また、利用申し込みに対しても利用者の立場に立ち、即手続きが進むような制度を構築する。

8. 幼児教育の負担軽減を推進

すべての子どもの教育の機会を平等に確保するため子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、保育ニーズ調査を踏まえ、待機児童解消への取り組みと合わせて保育所の副食費の無償化を進める。

9. 未入所児童対策強化と待機児童の解消

待機児童や未入所児童対策には保護者の多様なニーズを受け止め、園の新設・増設を行う。また「保育士就職支援研修」を充実させるとともに保育士が局へ直接相談できるようSNSなどを活用し体制を強化する。

10. 地域子育て拠点の充実

子育て在宅親子への支援策として要望の高い、子どもプラザの機能強化として、一時預かり室の設置や教育・保育の常設相談窓口を設置するとともに、校区の子育て交流サロンを充実させるなど幼児教育の支援策を実施する。

11. 放課後等ディサービス事業の支援

運営実態を定期的に調査し、障がいのある子どもたちにとって生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進や「質」を高める指導・支援を行う。また、支援学校周辺の送迎車の駐車環境を早急に検討し周知する。

12. ペアレントメンター活動の推進

発達障がい児を持つ親の孤立や不安の解消に向け、発達障がいの育児経験を持つペアレントメンターとしての養成や、ペアレントメンター制度の周知を図り、個別相談窓口を設置する。

13. 若者支援のための婚活支援の実施

自治体が取り組むことで結婚を希望する男女へ安心感を与えることできる適切な出会いの機会の創出や、市ホームページでの情報提供、結婚支援ボランティアの活用など、本市が積極的に婚活支援を実施する。

14. 結婚新生活支援事業の創設

若い新婚世帯の経済負担軽減のため、家賃や敷金・礼金、引っ越し代など、新生活にかかる費用の応援事業の創設を図り、併せて国の結婚新生活支援制度を積極的に活用する。

15. 動物支援活動の推進

地域猫活動を推進している団体に去勢手術代の助成などを集中的かつ地域の実情に応じて助成期間の更新、適正飼育のための効果的な啓発を行う。また、譲渡推進のための犬猫パートナーシップ店を目標もって充実させる。

⑤ 安全・安心で良好な生活環境の充実を目指して

1. 感染症対策を講じた避難所機能の充実

感染症に対応した避難所運営のために、避難所となる学校体育館への空調・換気の整備や避難所へのマンホールトイレを整備する。また、避難生活時のプライバシーの配慮やペットの同行避難についても対策を講じる。

2. 避難者用公的備蓄の充実

災害時の緊急避難場所で利用する食糧・非常用トイレ・乳幼児用液体ミルクなどの備蓄を充実させる。また、流通備蓄は災害時の道路寸断等により避難所に届かないことも十分考慮し、分散備蓄も充実させる。

3. 災害時の通信機能強化と Wi-Fi の機能向上

発災直後情報提供対策として、広域エリアにおける電話回線制限時の情報の遮断を見据え、公共施設には非常電源を確保し、通信機能の強化と Wi-Fi 機能の向上を図る。

4. 災害対応支援システムによるネットワークの充実強化

発災時の被害把握、要援護者情報の集約、避難所情報の発信、防災トリアージの精度の向上など、災害対応支援システムの活用による更なるネットワークの充実強化を図る。

5. 自主防災組織活動の充実強化

タイムラインの構築など自主防災組織活動の充実と、地域防災リーダーの資質向上のため、区役所・消防署・警察・医療機関との連携が日常的に取れる体制づくりを強化する。

6. 女性及び外国人の防災人材の育成支援

地域防災に女性や外国人の視点を活かすため、女性及び外国人防災人材の育成を図るとともに、子育て中の女性が受講参加しやすくなるよう、受講中の託児所の準備や全市的な外国人防災講座の導入を図る。

7. 救急搬送体制の強化

救急車適正利用につながる 24 時間体制の救急医療電話相談事業 (#7119) を積極的に推進するとともに、人口増や高齢化進展を踏まえ更なる救急隊の増隊を目指す。

8. 小・中学生への救命講習の更なる充実

福岡市立小・中学校での教職員への救命に関する指導者講習の推進、講習用資機材の充実に努め、市立全小・中学校での実施を目指す。

9. 保育施設・幼稚園等の周辺道路の交通安全対策の強化

滋賀県大津市の交通事故を受け実施中の交差点の巻き込み部、横断歩道部、未就学児が集団で移動する経路の危険個所の早期完了を目指すとともに「キッズゾーン」設置など交差点改良・道路拡幅などのあらゆる対策を講じる。

10. 改正空き家条例と特措法の一体運用による廃屋等の対策強化

近隣住民が安心して暮らせるように、管理不全空き家等に対し、条例と法律の一体的な運用により、公表や緊急的な危険防止措置を含めた廃屋対策を関係部局と連携を図り強化する。

11. 中小規模施設における防火設備の点検強化

施設の防火設備の点検を強化し、改善が必要な中小規模施設については、定期報告制度などを通じて、きめ細やかな相談・支援体制を充実させる。

12. 消防力整備指針に基づく消防力の強化

災害、建築物の大規模化・複雑化、救急出動の増加や救急業務の高度化、人命救助などに的確に対応するため、警防・予防・救急・救助・広域的な消防体制の強化を図る。

13. 火災警報器の設置及び点検の啓発

住宅用警報器の設置が義務化されてから10年以上が経過しており、地域包括支援センター、町内会、民間などとも連携して100%設置を目指すとともに、適切な時期での交換や点検を促す広報活動を強化する。

14. 夜道でも安心して歩ける防犯対策の拡充

犯罪発生場所の過去のデータを検証し、防犯カメラの設置や街灯の整備など、犯罪の抑止力になる対策を県警や地域・企業とともに進め、夜道でも安心して歩けるまちづくりを推進する。

15. 鉄道駅のホームドア設置の推進

国における新型ホームドア設置等の整備方針を踏まえ、本市として、鉄道事業者への駅ホームドア設置に向けて事業計画の策定を働きかけ、鉄道駅の安全対策を強化する。

16. 市営住宅の外来者用駐車場の整備拡充

市営住宅の建替え時や未利用地等を活用し、外来者のための駐車場整備を促進する。料金設定の際は近傍同種の公営住宅を参考に配慮を行う。

17. 市営住宅のコミュニティ機能の強化

高齢化が顕著な住宅については所得要件緩和などを行いファミリー世帯の入居を促進するとともに、大規模建て替え時には高齢者・障がい者施設等の機能導入を進め、まちづくりの観点から地域課題の解決を図る。

18. 市営住宅のセーフティネット機能の強化

市営住宅の高齢者・障がい者などが多い入居状況を踏まえ、集会所の備品（エアコンも含む）・消耗品の整備助成を行い、コミュニティ活動を活性化し、そのセーフティーネット機能を強化する。

19. 被災者への支援強化

救助実施都市として、災害救助法に基づき供与する「建設型応急仮設住宅」の設計仕様の中にエアコンを標準設置とともに、被災者が市営住宅を一時使用する際にもエアコンや冷蔵庫などの提供を行う。

20. 地域の実情に応じた最適な生活交通ネットワークの構築

西鉄バス・西鉄電車・JR九州・昭和バス・市営地下鉄の5つの公共交通機関が連携し共通乗車券の販売や運賃割引を実施し公共交通の利用を促進する。また、路線の最適化によりフィーダー系統の拡充を図る。

21. 自転車政策への転換と推進体制の構築

今年度策定予定の福岡市自転車活用推進計画に基づき急増する自転車対策への市民ニーズへの迅速な対応を可能とする体制を構築する。

22. 機械式駐輪場等による駐輪場整備の拡充

自転車保有台数は増加が続いていること、駅周辺などの駐輪場では満杯状態を超えて受け入れざるを得ない個所もあるため、実態調査を行ったうえ新たな駐輪場整備や機械式駐輪場の設置を拡充する。

23. 自転車走行空間の更なる整備促進

自転車走行空間の更なる整備促進のため、従来の自転車道に加え、自転車レーンや車道内共存、自転車歩行者道など現場の状況に応じた手法で整備を拡充する。

24. 安全でおいしい水プロジェクトの推進

小・中学校の直結給水化を着実に推進するとともに、民間小規模貯水槽の水質管理を大規模（10t超）並に強化・具体化し、管理不備や未改善な貯水槽の適正管理への指導を強化しより安全でおいしい水の供給に努める。

25. 節水型都市づくりの推進

節水意識の啓発活動を維持し、関連ダムの森林整備や植樹による水源涵養、雨水活用による地下水の涵養、下水処理水の積極的な普及促進など、環境に優しく渴水に強い都市づくりを推進する。

26. 水道水の安定供給及び安定経営の持続

市民の健康に不可欠な安全・安心な水道水を将来にわたり安定供給するため、民間事業者と連携した水道施設の維持管理の効率化・高度化などIoT技術を積極的活用などにより経営の安定と効率化を一層推進する。

27. 下水道施設の機能向上とバックアップの強化

下水道の計画的な補修や維持管理を行うとともに、漏水・耐震・浸水対策、合流式下水道の改善、高度処理などの機能向上を目指す。特に水処理センター・ポンプ場などへの非常用発電機設置などバックアップ機能を強化する。

28. 災害時の飲料水や生活用水の確保

浄水場などの耐震化や水道施設の停電対策としての非常用発電装置の設置については今後とも常に必要性を把握するとともに、避難所などの給水ルートを確保する耐震ネットワーク工事は令和6年完了を着実に進める。

29. 線状降水帯による豪雨など都市型水害対策の更なる強化

線状降水帯による豪雨などに備え、中小河川の護岸改修、調整池など排水対策を進める。また、「雨水整備 Do プラン 2026」や「レインボープラン天神」などの着実な推進と貯留・浸透施設の整備を促進し雨水流出抑制を図る。

30. 土砂災害防止対策の強化

災害関連地域防災がけ崩れ対策として、土砂災害防止工事等のハード対策と併せ、危険性のある区域の周知徹底や警戒避難体制の整備、危険箇所への新規住宅の立地抑制等のソフト対策の充実に取り組む。

31. 災害に強いまちづくりと無電柱化の推進

防災減災対策を実行し、橋梁や道路の計画的な整備を着実に進め、台風の大型化等により電柱の倒壊による停電も頻発している状況を踏まえ「福岡市無電柱化推進計画」を強力に推進する。

32. 職員の大量退職による技術継承問題への取り組み強化

職員の大量退職による水道技術や関係機関との人脈の継承に向け、職員採用や人事交流のあり方、さらに技術研修等を通じ人材育成の強化を図るとともに、コロナ禍を契機に Web 会議などでの国際貢献活動を進める。

⑥ 人と地球にやさしい持続可能な都市の構築に向けて

1. 温室効果ガス排出実質ゼロを目指し脱炭素社会構築へ

カーボンニュートラルの目標達成に向け、事業所省エネ計画書制度の参加事業所数の増、カーボンリサイクル、排出量取引制度の創設、条例による CO₂削減義務化など低炭素から脱炭素への流れを加速する。

2. 異常気象による熱中症対策の推進

コロナ禍でのマスク着用など、新しい生活様式での熱中症対策やヒートアイランド現象も含めた気候変動による影響について調査研究を推進し、長期的な対策を講じる。

3. 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの普及についてはFIP制度への切り替えを推進するとともに、自然エネルギーの主力電源化のため電力会社の連系線を活用した他地域への送電可能量の拡大など国や関係機関との調整を図る。

4. 自律分散型エネルギー社会の構築

太陽光発電、蓄電池、HEMS設置による住宅用エネルギーシステムの導入助成や電気自動車から住宅への電気の供給などに対する助成を更に拡充する。

5. 事業系ごみ・家庭ごみ減量のため古紙資源化を推進

事業系古紙分別義務化に伴い、排出事業者への古紙保管場所整備補助金などの周知・啓発を徹底する。また、家庭ごみの雑がみについては、雑がみ回収袋の市内全戸配布を行い、地域や子どもに対する環境学習を推進する。

6. レジ袋などのプラスチックごみの削減

不要なプラスチック製品ができるだけ使わないリフューズの推進や製造元などの民間企業、地域、近隣自治体などとも連携した新たなペットボトルリサイクルシステムなどの検討を行う。

7. 食品ロスの削減

食品ロス削減を強力に推進するため市民や事業者への普及啓発を更に推進し、寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などで有効活用する「フードドライブ」の更なる啓発や「フードバンク」への支援を強化する。

8. 使用済み蛍光灯などの回収量増加への回収拠点の設置拡大

環境汚染への負荷が過大な蛍光管などの使用済み製品の回収拡大を進めるため、市民の利便性が高い民間協力店などの回収拠点の拡充を図るとともに市民意識向上のための啓発を行う。

9. 使用済小型電子機器の回収とレアメタルの再資源化促進

使用済小型電子機器の回収拠点の拡大や回収量の公表、市民への広報・啓発の強化、例えば「回収したレアメタルは、オリンピックメダル何個分に相当します」など、わかりやすい周知によりレアメタル等の再資源化を促進する。

10. 黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）対策の強化

黄砂やPM2.5に関する健康影響調査結果など、近年減少傾向ではあるものの市民に的確な情報や知識の提供を行うとともに、今後の対策については、国との連携や国への要望活動を強化する。

11. 火災原因ともなる廃エアゾール缶などの回収方法の検討

東部資源化センターの火災を教訓に、火災原因ともなる廃エアゾール缶やリチウムイオン電池などの廃棄方法の周知や回収方法のあり方を検討する。

12. 道路照明灯および防犯灯のLED化と維持管理の推進

省エネ対策として道路照明等の一括LED化やすべての防犯灯のLED化を着実に進め、景観にも配慮した道路照明灯の設置や、福岡市防犯賠償責任保険制度の周知・活用を推進する。

13. 生物多様性の保全と活用

生物が生まれ育つ博多湾の目標像を示した新・博多湾環境保全計画において、貧酸素対策としての下水高度処理水のチェックや干潟の保全を推進するとともに、地域住民やNPO等の活動支援および連携強化を図る。

14. 自然と共生し生態系を守るエコパークゾーンの整備

シギ・チドリや絶滅危惧種クロツラヘラサギなどエコパークゾーンに飛来する渡り鳥の生息環境を保全し、自然環境の調和がとれた市民に親しまれる野鳥公園の整備を進める。

15. 花とみどりの保全と創出

貴重な緑を保全するとともに、公園整備・公共空間の緑化など新たな緑の創出を推進する。また、市民・企業・行政が力を合わせ、花やみどりで彩られ歩いて楽しい魅力的なまちなみを市全域に創出する。

16. 公園の再整備と適正管理

ワークショップ等を適時開催し、地域住民に喜ばれ使いやすく魅力的な公園の再整備や使用ルールの見直しに取り組むとともに、公園敷地の内外に伸び出した草木の除草や伐採などの維持管理を定期的かつ着実に行う。

17. 保存樹と街路樹の適正管理

樹木診断や剪定費用などの整備計画を明確にし、補助を活用した保存樹の維持管理を適切に行う。また、根上がりや倒壊の危険性の高い街路樹について、倒木などによる事故を未然に防ぐための早急な対策を行う。

18. 市街化調整区域における空き家の利活用の取組み等への支援

能古校区・北崎校区・曲渕校区・志賀島地区等において、空き家の利活用の取組み等への支援を充実し地域の活性化を促進する。

19. 市立霊園の適正管理

市立霊園においては、墓地区画使用ルールを厳格に遵守させる。平尾霊園合葬式墓所については、円滑な管理運営を図る。

20. 地下鉄のユニバーサルデザインに配慮した整備促進

車両の新車両導入や改造に合わせた縦手すりの設置、駅施設案内サインの総点検によるピクトグラム（絵文字）の採用、ヘルプマークの車内表示、階段中央への手すり設置など、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する。

21. 地下鉄の安全・安心の向上と地下鉄工事の安全対策の強化

土木建造物の改良工事や維持補修を計画的に進め、七隈線延伸事業では開業を控え安全対策に万全を期すとともに、開業月の発表や新駅名、新駅シンボルマークの発表など市民のワクワク感を醸成する。

22. 地下鉄駅周辺の賑わいづくりの推進

福岡市地下鉄駅構内営業については快適で高品質なサービスの提供、駅ナカビジネスの推進や賑わいづくりの推進、国内外からの来訪者の利便性の向上と高齢者・障がい者などにも配慮した地下鉄環境づくりを進める。

⑦ 誰もが魅力を感じる観光・M I C E 都市福岡へ

1. 都市ストックの有効利活用の推進

M I C E 誘致の競争力強化に効果的な美術館などの文化施設、福岡城等の史跡などの都市ストックをユニークベニューとして活用する。ストリートピアノの設置、川端商店街の公道の利活用などにぎわいの場を創出する。

2. 福岡の魅力を掘り起し磨き上げ観光資源として活用

貴重な歴史的文化資源である鴻臚館・福岡城エリアではA R（拡張現実）技術の活用、博多部では体験型観光等の情報支援、志賀島や元寇防塁などは地域や事業者と連携強化など、的確な観光資源の発掘と磨き上げを行う。

3. 九州ゲートウェイ都市として観光・集客をけん引

福岡市美術館、博物館、アジア美術館、博多座など「新しい生活様式」に対応した安心・安全に楽しめる観光スポットの充実を図り、九州ゲートウェイ都市として観光・集客をけん引する。

4. 文化芸術振興施策の拡充

まるごとミュージアムの定期開催など、文化芸術がもたらす新しい価値観や効果を、まちづくり・観光・集客・MICEに活かすため、アーツカウンシルの創設や文化芸術振興条例を制定する。

5. 福岡の食や伝統産業の魅力発信の推進

多言語等に対応する飲食店の情報発信で、来訪者にも福岡の食を楽しんでもらうとともに、屋台のテラス営業等で規制緩和の延長を図り、来訪者の目に留まるよう「博多織」「博多人形」などの伝統工芸品の情報発信を行う。

6. 外国人観光客の受入環境整備と誘客推進

外国人観光客に向け、博多旧市街マップや体験型観光の充実、キャッシュレス化の推進、多言語対応の観光案内板・音声ガイドの導入、スマートフォンを活用した多言語解説等、海外からのスポーツ MICE の誘客に努める。

7. 観光・M I C E の戦略的推進で集客・交流の促進

コンベンション誘致活動を更に強化し、ウォーターフロント地区全体の形成を早期に図るとともに、ベイサイドプレイスも含めた一体的・機能的な連携による賑わいづくりを進め、観光・M I C E の集客・交流を促進する。

8. ウォーターフロントエリアの交通アクセスの確立

第二期展示場整備にあわせ、イベント時の交通渋滞の解消、博多駅や天神間を結ぶ都市循環B R T の有効活用など、主要駅とウォーターフロントを結ぶ円滑でわかり易い交通アクセスを確立する。

9. 天神通線の着実な整備推進

渡辺通りの慢性的な渋滞緩和のため天神ビッグバンと並行し天神通北側の整備推進を着実に進める。また、計画に際しては、国や関係機関と連携し、予算の確保に努める。

10. 文化財の防火対策の強化

沖縄県首里城の大規模な火災等を受け、令和2年3月に消防庁から発出された国宝や重要文化財等に指定されている歴史的建造物に対応した防災マニュアルを踏まえた訓練指導を推進する。

⑧ コロナ禍に負けない福岡経済を目指して

1. コロナ禍に伴う中小企業への支援強化

コロナ禍に伴う影響緩和のために、プレミアム付商品券事業による消費喚起で、地元商店街や小売店舗の活性化を図る。「キャッシュレス」の推進では、地場中小企業の活用事例の紹介などを通じて利用促進を強化する。

2. 中小企業の振興、地場産業の支援と育成の強化

中小企業・小規模事業者融資枠拡大等、融資制度の充実を図り様々なチャレンジの機運を醸成する。併せて商店街や地元小店舗の再生支援については、各種の商店街振興施策により、現場ニーズに即した支援を行う。

3. 特区を最大限活用した創業と企業立地の促進

地域経済活性化のため、特区を活用した税制の特例措置や官民共働型スタートアップ支援施設「Fukuoka Growth Next」を最大限に活用した創業支援を強化するなど、成長分野や本社機能受入れの後押しを進める。

4. 感染症対応シティの推進

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、感染対策と社会経済活動の両立を図るため、天神ビックバンにおける建築物や公共施設など、感染症に強く国際競争力がより高まるまちづくりに積極的に取り組む。

5. 最先端技術を活用する企業の育成

健康・医療・介護分野等でのロボット、センサー、AIの活用促進など、ケアテックベンチャーや新産業の振興を支援するとともに、市民への最先端技術の広報に努める。

6. 一人一人が希望に応じて活躍できる働き方を推進

就職氷河期世代が就労の安定により将来設計を描け、子育てや介護、その両方を担うダブルケアに奮闘する世代が安心と希望を持て、高齢者・障がい者が意欲と能力に応じて働くことができる取り組みを推進する。

7. 「ものづくり」の体験の場づくりと地元技能職者の積極的な活用

子どもたちが「ものづくり」の意義と大きさを学べる体験場づくり、地域の青少年の健全育成や生涯学習への出前講座、新製品やニュービジネスの創造などにおいて、地元技能職の積極的な活用を図る。

⑨ 魅力あふれる農林漁業の振興と発展に向けて

1. 農業用ため池の災害リスクへの対応強化

平成30年7月豪雨等多くの農業用ため池が決壊し甚大な被害が発生した状況を踏まえ、農業用ため池の安全向上のため現況調査等を行い、地域住民に避難場所や経路を記載したハザードマップを作成の上、周知徹底する。

2. 農林水産業の新規就業者及び後継者の育成

農林水産業の担い手として新規就業者を増やすため、意欲ある人材や団体の参入を促進し、経営安定に向けた支援を行う。また、農地の集約化など合理化・省力化で農林水産業従事者の所得の向上を目指す。

3. 持続可能な農林水産業のための生産環境の改善・強化

農地の保全や耕作放棄地の最も有効な活用の検討、機能性作物等の栽培、再生可能エネルギー活用推進、鳥獣被害対策や森林の保全再生・林道整備、海と漁場の再生事業や環境整備など、生産環境の改善・強化を図る。

4. 6次産業化・ブランド化による農林水産業経営の支援強化

市内産農畜産物の地産地消や6次産業化を進め、唐泊恵比須カキや砂ゼロアサリなどのブランド化を推進し、マーケティング拠点施設「ハカタハウス」の活用や国内外への販路の積極的な開拓など、経営支援を強化する。

5. 市民生活を支える農林水産業の振興

市内農畜水産物の学校給食への利用拡充や、「ふくおかさん家のうまかもん」認定事業者をSNSの活用で更に拡大し、生産者にもメリットが及ぶような機運を醸成する。また、地域産木材の公共建築物への促進を強化する。

6. 卸売市場の機能強化と輸出手続きの短縮化

鮮魚市場の荷捌き所や、仲卸売り場の高度衛生化、場外市場を早急に推進するとともに、農林水産物の輸出促進に向け市場での輸出証明交付などの周知に努め、更なる輸出手手続きワンストップ化を推進する。

⑩ 人流・物流ともにアジアの拠点となる博多港と空港へ

1. クルーズ拠点港として安全安心の受入環境の整備

クルーズ船の誘致活動を中長期的な視点で進め、感染症による影響やクルーズ市場の動向などに注視しながら、アウトバウンド・インバウンドクルーズの促進、「おもてなし」の観点から港の色彩計画や景観づくりを推進する。

2. アジアの玄関口としてふさわしい港湾機能の強化

国際海上コンテナ取扱個数 130 万 TEU という目標達成に向けた航路誘致を推進し、C2 岸壁延伸部分の供用開始を急ぐ共に D 岸壁全体の早期整備を国に強く求める。併せて低炭素社会を推進する物流拠点港を目指す。

3. 福岡空港の機能・競争力強化

福岡国際空港（株）とのパートナーシップ協定に基づく独自協議などを最大限活用し、アジア主要都市などからの国際線誘致を図るとともに、路線需要等の情報を共有しアフターコロナに向けたアウトバウンド施策等を強化する。

〈各区の要望項目〉

東 区

1. 地下鉄2号線（箱崎線）と西鉄貝塚線の直通運転化
2. 九州大学移転跡地（箱崎キャンパス）のまちづくりの着実な推進
3. 子ども病院での第1次～第3次の子どもの夜間・救急医療体制の整備
4. セアカゴケグモやヒアリなどの特定外来生物の定期調査と駆除の徹底
5. 「海の中道海浜公園線」など東部地域の都市計画道路の早期着工
6. JR香椎線の各鉄道駅のバリアフリー化の促進
7. 香椎・箱崎・若宮商店街などにぎわい対策の実施
8. 和白干潟のラムサール条約登録の推進
9. エコパークゾーンの保全及び野鳥公園の早期整備
10. 志賀島活性化構想の推進及び大岳・西戸崎を含めた生活交通の維持
11. 海の中道～志賀島サイクリングロード・景観に適したガードレール整備
12. 香椎浜・照葉地域の人口増による安全確保のため交番の新設
13. 城浜・御島崎・香椎浜・和白・奈多・三苦海岸周辺の松くい虫対策強化
14. 博多バイパスのバス停新設、道路照明等の増設による歩行者の安全対策
15. 区内の「子どもの食と居場所づくり」の拡充
16. 香椎照葉地域人口推移に伴う学校やコミュニティ施設などの適正な配置

博多区

1. 美野島陸橋の高架下への落下物等の事故防止
2. JR 鹿児島本線の長時間におよぶ踏切遮断の解消策の検討
3. ウォーターフロントエリアでのイベント開催時の渋滞対策
4. 博多駅筑紫口側地下鉄から地上へのエスカレーター延長の早期実現
5. 青果市場跡地の新規事業に伴う周辺の交通渋滞対策
6. 区内の公園のベンチ・遊具等の維持管理、及び防犯対策の強化
7. 那珂川等の河川敷を活用したウォーキングコースや親水空間の創出
8. 福岡空港国際線側を空の玄関口にふさわしい街並みの整備
9. 住吉中学校第2運動場の校区内への移転整備
10. 那珂小・東住吉小の学校規模適正化の検討及び周辺校区（弥生・春住）の通学区域整備

中央区

1. 都心の駐車場、駐輪場、バイク駐車場（大型を含む）対策の推進
2. 魅力ある動植物園の整備促進
3. 唐人町、柳橋連合市場など商店街や市場の活性化
4. 公有地利用などで都心部に不足している特別養護老人ホームの設置促進
5. 下水道の合流式の分流化促進
6. 薬院新川などの親水護岸化の推進
7. 区内の交通渋滞地区の改良推進
（六本松・天神交差点・都市高速、天神北ランプ出口付近）
8. 都心部での緑地保全や区役所庁舎での屋上・壁面緑化の推進
9. 那珂川・樋井川・薬院新川沿い周辺地区の浸水対策の促進
10. 市民や観光客が集い憩える魅力あるセントラルパーク構想の実現

南 区

1. 区内の生活道路と歩道の整備及びバリアフリー化の更なる推進
2. 井尻六つ角など交通渋滞の著しい交差点の改良促進
3. 西鉄井尻駅周辺の再開発促進
4. 西鉄大牟田線の大橋・井尻間の高架事業の推進
5. 那珂川の河川敷を利用したウォーキングコースの整備促進
6. 都市高速5号線野多目JC乗降口周辺の渋滞緩和策の具体化
7. 「屋形原須玖線」の早期完成および老司大池の早期整備
8. 鴻巣山の自然の勾配を生かしたミニ・ハイキングコースの整備推進
9. 西高宮小学校第2運動場の用地取得の推進
10. 都市計画道路 野間屋形原線に係る用地の早期取得

城南区

1. 片江風致公園南側一帯を「ホタルの里」として自然環境等の整備
2. 地下鉄七隈線の主要駅間に、コミュニティバスの運行
3. 通学路の安全確保、特に事故が多発する交差点の信号機の設置
4. 防犯カメラの設置による安全安心な街づくりの推進
5. 通学路の路面標示やゾーン30の設置など生活道路の安全確保
6. 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
7. 横井川右岸（友泉亭橋～友泉亭に向う県道東油山唐人線）へ歩道設置
8. 友泉亭公園と田島、友丘地区商店街の活性化の支援

早良区

1. 地下鉄七隈線駅周辺まちづくりの推進
2. 地下鉄七隈線主要駅と地域を結ぶ循環バスの運行
3. 主要幹線道路の早期整備と交通渋滞の解消
4. 市民に身近な生活環境（道路、駐輪場、河川など）の整備
5. サザエさん商店街通りの活性化とともに、博物館、元寇防塁などと連動したまちづくりの推進
6. 地域交流センターの早期供用と交通アクセス強化
7. ひったくりや自転車盗などの撲滅に向けた犯罪のないまちづくりの推進
8. 室見川の氾濫防止や維持管理を引き続き県に要望するとともに、浸水多発地域の浸水対策の強化
9. 早良区南部への多目的運動公園の早期整備および身近な公園の整備
10. 室見川緑地および河畔公園の整備促進
11. 親水性のある河川整備および水辺空間の利用の推進
12. 南部地域の振興および農林業生産基盤の整備充実
13. 公共交通空白地における地域循環バスの運行など生活交通の確保

西 区

1. 西九州自動車道周船寺インターのフルインター化の早期整備
2. 特別養護老人ホームの入所待機者解消への促進
3. 九州大学伊都キャンパスを核とした西部7 校区のまちづくり
4. 過大規模校の元岡中学校の分離新設の推進
5. 地域資源を活かした北崎校区、今津校区の市街化調整区域まちづくり推進
6. 区画整理事業に伴う通学路の安全確保ならびに生活道路の整備
7. 地下鉄七隈線橋本駅と空港線姪浜駅間の循環型公共交通機能の充実
8. 老朽化が進む弁天川の護岸整備、維持管理や氾濫防止対策
9. 小呂島、玄界島の離島振興対策
10. イノシシなど有害鳥獣対策の更なる強化